

日本スピードボール協会 加盟・登録規程
(団体加盟、選手登録)

総則

日本スピードボール協会（以下「本会」と略す）定款第 4 条を遂行するために、この規程を定める。

第 1 条（目的）

本規程は、スピードボール競技の一層の普及発展のための基盤として、スピードボール競技を行なう競技者の把握を明確に行うとともに、本会に加盟・登録する手続きなどを定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

- 1 加盟とはプレーヤーが組織する各種団体が、チームとして本会の定める団体加盟登録申請を行い、本会に加盟を完了することをいう。
- 2 登録とは競技者が本会の定める選手登録申請を行い、本会に選手登録を完了することをいう。
- 3 加盟チームとは本会に加盟登録が完了しているチームをいう。
- 4 登録選手とは本会に選手登録が完了している競技者をいう。
- 5 加盟年度ならびに登録年度とは毎年 4 月 1 日から、翌 3 月 31 日までのことをいう。
- 6 移籍とは競技者が年度内に所属チームを変更することをいう。

第 3 条（加盟・登録の義務）

- 1 スピードボール競技を行うチーム及び競技者は、本規程の定めるところにより、毎年度本会に加盟・登録しなければならない。但し、年度をまたぐ大会に関してはこの限りではない。
- 2 加盟・登録していないチーム及び競技者は、本会及び都道府県スピードボール協会（以下、「都道府県協会」という。）、本会の加盟団体等が主催または主管する大会に参加することはできない。
- 3 加盟チームの代表者は、競技者がチーム加入を希望した場合、所定の選手登録手続きを行わなければならない。

第4条（チームの種別、構成）

- 1 本会に登録するチームは次のとおりとする。
 - (1) JSBF 公認指導教室
本会が別に定める条件を満たし、公認された団体、教室、講座
 - (2) 一般登録チーム
公認指導教室以外の団体
- 2 加盟チームとは、それを構成するメンバーが定期的に、練習や指導教室受講等の活動を実践する団体とする。
- 3 加盟チームの構成人数は1名以上から可能とし、上限を定めないものとする。

第5条（選手の種別）

- 1 本会に登録する選手は次のとおりとする。
 - (1) 小学生選手 小学生の競技者
 - (2) 中学生選手 中学生の競技者
 - (3) 高等生選手 高等学校生の競技者
 - (4) 一般選手 16歳以上の学生を除く競技者
 - (5) マスターズ選手 36歳以上の一般競技者

第6条（加盟チーム及び登録選手の権利）

本会加盟チーム及び登録競技者は本会規程に示す範囲において次の権利を有する。

- (1) 本会及び都道府県協会が主催する大会ならびにこれに準ずる大会（予選会）に参加することができる。
- (2) 本会が共催、公認する大会ならびにこれに準ずる大会（予選会）に参加することができる。
- (3) 各種国際大会出場のための選考会へ参加することができる。
- (4) 本会が主催する講習会、練習イベント等へ参加することができる。
- (3) 各競技会への参加は、その競技会の開催要項に準ずる。

第7条（加盟料・登録料）

- 1 加盟チーム、登録選手は、別に定める加盟料・登録料を納入しなければならない。
- 2 加盟・登録しようとするチーム及び競技者は第1項に定める加盟料・登録料を原則として毎年5月末日までに本会に納入することとする。

第8条（二重登録の禁止）

- 1 競技者の登録は1人1チームとし二重登録を認めない。
- 2 加盟チームの代表者は、所属の競技者から登録承諾をとり、競技者を登録しなければ

ならない。

第9条（加盟・登録の手続き）

- 1 加盟・登録しようとするチーム及び競技者は原則として毎年5月末日までに加盟・登録の手続きを完了しなければならない。但し、本会が別段の定めがある場合はこの限りではない。
- 2 選手登録は、年度ごとに所属する加盟チームを通じて申請しなければならない。
- 3 本会は登録選手に対して、選手登録証を発行する。
- 4 登録選手は登録証を携帯し、主催者または主管者から提示を求められた際には、提示しなければならない。
- 5 毎年6月1日以降新しく結成しようとするチーム及び登録をしようとする競技者は、本規程第3条1項にもとづき、本会に追加で加盟・登録することができる（追加加盟・追加登録）。

第9条（加盟・登録の変更、取消し）

- 1 登録選手が転居、転勤、転校、その他の理由で在籍するチームから他のチームへ移籍を希望する場合、現所属チームの同意を得て、新所属チームに遅滞なく登録を完了しなければならない。ただし、競技会の出場を主たる目的に登録チームを変更することを禁ずる。
- 2 加盟チーム及び登録選手は所定の手続きにより、その取消が認められる。但し、既に納入した加盟料・登録料は返還しない。
- 3 これらの変更の効力は本会承認の日をもって発生する。
- 4 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に反したとき、本会競技選手としてふさわしくない行為があったと認められたとき、またはアマチュアスポーツマン精神に反すると本会が認めたときは、加盟チーム及び登録選手に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは、一定期間競技会への参加並びに出場を停止することがある。

第10条（加盟チームへの所属）

- 1 本会に登録する競技者は、原則として、居住地または勤務地から最寄りのチームに所属しなければならない。新規チームを創立する場合には、主たる活動拠点を所在地としてチームを設立しなければならない。活動拠点が複数または不定の場合は代表者の居住地を所在地とする。
- 2 学校の部活、同好会、サークル、各種指導教室、講座等に在籍するものは、その加盟チームへ所属しなければならない。
- 3 都道府県を越えてチームに所属することはできない。
- 4 居住地または勤務地が異なる場合は、いずれかを選択して1つの加盟チームに所属しな

ければならない。

第 11 条（加盟チームの役員登録）

- 1 加盟チームは役員（代表者、連絡責任者、監督、コーチ、）を登録することができる。
- 2 役員と選手は兼務ができる。
- 3 役員は複数のチームへ所属することができる。ただし選手登録は二重登録を認めない。

第 10 条（規程の変更）

本規程の変更は、本会定款第 47 条による。

第 11 条（施行）

本規程は、平成 25 年 4 月 1 日に制定、施行する。

細則 1. 選手登録規程第 7 条について次のとおり定める。

(1) 加盟チーム登録費

種別	年度登録費（税込み）	備考
一般チーム	3,000 円	任意スポーツ団体、学校、総合型地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブ店舗、公共施設主宰スポーツ教室など
公認指導教室	2,000 円	公認上級指導員が講師として指導を定期かつ継続的に開催し、広域的に受講生を募集し普及をしている団体の教室・講座。

(2) 選手登録費

種別	年度登録費（税込み）	備考
一般	1,000 円	平成 25 年度
マスターズ	1,000 円	平成 25 年度
高校生	1,000 円	平成 25 年度
中学生	500 円	平成 25 年度
小学生	500 円	平成 25 年度